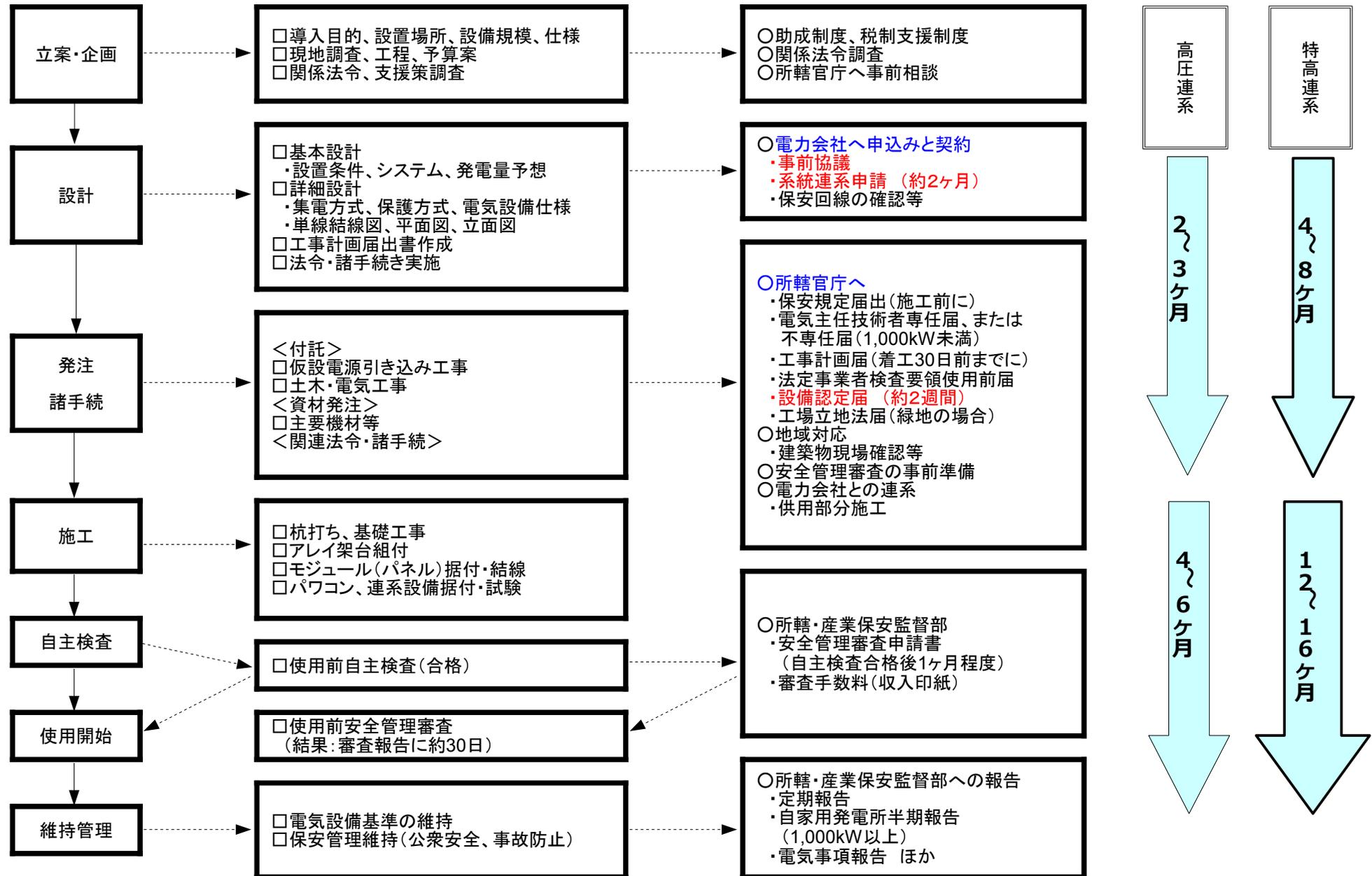


# 大規模太陽光発電設備の導入手順概要（一般例）



## 電気工作物としての届出範囲の現状（電気事業法）

電気工作物	太陽光発電部分の工事計画	工事計画	使用前 検査	使用 開始届	主任 技術者	保安規定	届出先
一般用	50kW未満 ※2	不要	不要	不要	不要	不要	不要
	50kW未満 ※3	不要	不要	不要	不専任 承認	届出	経済産業省 産業保安監督部
	50kW以上 500kW未満	不要	不要	不要	不専任 承認	届出	経済産業省 産業保安監督部
自家用	500kW以上 1,000kW未満	届出	実施	不要 ※1	不専任 承認	届出	経済産業省 産業保安監督部
	1,000kW以上	届出	実施	不要 ※1	不専任 承認	届出	経済産業省 産業保安監督部

※1 出力500kW以上の電気工作物を譲渡、借用する場合には、使用開始届が必要。

※2 低圧連系の50kW未満、もしくは独立型システムの50kW未満が該当する。

※3 高圧受電・連系での50kW未満は自家用電気工作物

保安規定については、他の自家用電気工作物が既に設置されている場合には、保安規定の変更・追加手続が必要。  
高圧または、特別高圧の変電設備・蓄電設備(4,800AH・セル以上)を設置する場合には、所轄消防署へ届出が必要。

売電するには、次の事項が必要となる。

- ①経済産業省の「設備工事認定」（電子申請可、申請後約2週間で認可されるケース多い）
- ②電力会社との「系統連系申請」（電力会社に「申込み」「事前協議」「系統連系申請」する）